

大分県報

平成二十八年
第二七四二号
一月五日

（火曜日）

目次

告示

- 一 県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………
- 一 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………
- 一 土地改良法による換地処分……………
- 一 地籍調査の成果の認証……………
- 一 道路区域の変更……………
- 二 道路の供用開始……………
- 二 大分都市計画道路の変更案の縦覧……………
- 三 別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更案の縦覧……………
- 四 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………
- 四 公 告……………
- 四 開発行為の完了（二件）……………
- 四 落札者等の公示……………
- 五 競争入札参加者の資格に関する公示……………
- 六 総合評価一般競争入札の実施……………

○告示

大分県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年一月五日

平成二十八年一月五日

大分県知事 広瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村振興総合整備事業 （ほ場整備）	白杵地区	平二八・一・五から 平二八・一・二五まで	白杵市役所

大分県告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広瀬 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
鍋島地区	平二八・一・五から 平二八・一・二五まで	中津市役所

大分県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業日田地区大石峠工区の換地処分をした。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成二十八年一月五日

大分県報（告示）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
別府市	平二三・八・二三から平二六・二・二四まで	別府市大字天間の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字天間の一部	平二七・一二・一四
別府市	平二三・八・二三から平二六・二・二四まで	別府市大字東山の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字東山の一部	平二七・一二・一四

大分県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年一月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一一五七番四から由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一一五三番三地先まで	前 後	メートル 三二・〇 五・〇	メートル 八九・〇	
			三二・〇 一八・五	八九・〇	

大分県告示第六号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年一月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月五日	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
	道路の種類及び路線名	供用開始区間
県道東長宝西線	由布市庄内町東長宝字椀ノ石四二〇番一地先から由布市庄内町畑田字天神山二七〇番五地先まで	
	前	後
	A 一八・〇 四・五	A 一八・〇 四・五
	二、六九七・一	三、七九五・二
	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

大分県告示第七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
	道路の種類及び路線名	供用開始区間
県道庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一一五七番四から由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一一五三番三地先まで	
	平二八・一・五	

なお、大分市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

大分都市計画道路中三・四・二六号駄ノ原細線ほか一路線を次のように変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	

三・四・二六号 駄ノ原細線	大分市高砂町三三 の一	大分市大字細字土六	一部線形の変更 一部幅員の変更 一部車線数の変更 一部区域の変更
------------------	----------------	-----------	-------------------------------------------

三・五・五一号 鶴崎橋金谷線	大分市大字上志村字 丸ノ口	大分市大字宮河内字 阿蘇入	起点の変更 延長の減 一部区域の変更
-------------------	------------------	------------------	--------------------------

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画変更の案の縦覧期間

平成二十八年一月五日から
平成二十八年一月十九日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市計画課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、別府市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路中三・二・三号国際観光道路ほか二路線を次のように変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	

三・三・三号 国際観光道路	別府市大字北石垣字 娘田	別府市大字南立石字 引野	名称の変更 一部幅員の変更
------------------	-----------------	-----------------	------------------

三・五・六号 野口原実相寺公園 道路	別府市青山町	別府市大字鶴見字八 川	一部区域の変更
--------------------------	--------	----------------	---------

三・四・一四号 南立石亀川線	別府市南立石一区	別府市亀川浜田町	一部区域の変更
-------------------	----------	----------	---------

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画変更の案の縦覧期間

平成二十八年一月五日から
平成二十八年一月十九日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市計画課

別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第九号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び中津土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

十 中津港の(二)概要の表中

H-11-29	野積場	一、三五七・五〇 平方メートル	一級地
---------	-----	--------------------	-----

を

H-11-29	野積場	一、三五七・五〇 平方メートル	一級地
H-11-30	野積場	三九、一九六・五四 平方メートル	附属地

に

改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字豊岡字深田二千五百二十三番一、二千五百二十三番三、二千五百二十三番四、二千五百二十三番五、二千五百二十三番六、二千五百二十三番七、二千五百二十三番八、二千五百二十三番九、二千五百二十三番十、二千五百二十三番十一、二千五百二十三番十二、二千五百二十四番一、二千五百二十四番七、二千五百二十四番八、二千五百二十四番九、二千五百二十四番十、二千五百二十四番十一、二千五百二十四番十二、二千

五百二十四番十三、二千五百二十四番十四、二千五百二十四番十五、二千五百二十四番十六、二千五百二十四番十七、二千五百二十四番十八、二千五百二十四番十九、二千五百二十五番一及び二千五百二十五番二

二 開発区域の面積

四、〇七五・八八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

別府市大字鉄輪七百八十四番地の九

有限会社ワールド興発

代表取締役 前 田 義 隆

四 完了検査年月日

平成二十七年十二月十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町古野字松原三百三十二番一ほか二十二筆、三百三十二番八、三百三十三番一、三百三十四番、三百三十四番一、三百三十四番二及び三百三十六番の各地先水路並びに三百三十二番六及び三百三十六番の各地先里道

二 開発区域の面積

五、六八七・七六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市中春日町十二番三十二号

三越商事大分株式会社

代表取締役 志 村 健 一

四 完了検査年月日

平成二十七年十二月七日

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

新生児用救急車

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十七年十一月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉村 恭彰

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

三千九十九万六千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十七年十月十三日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年一月五日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

第2期病院総合情報システム 一式

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満である場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその

者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を生業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

3 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成十四年大分県告示第五百五十六号）による入札参加資格を取得している者は、競争入札に参加する資格があるものとする。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

大分県立病院の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院情報システム管理室

〒八七〇一八五一 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七一五四六一七四〇七

3 申請の時期

平成二十八年一月五日

大分県報（公告）

平成二十八年一月五日から同月十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成二十八年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県立病院ホームページ <http://hospital.pref.oita.jp/>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加できない。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の競争入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
- (三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

平成28年1月5日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

第2期病院総合情報システム 一式

(2) 納入期限

平成29年3月31日

(3) 納入場所

大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成十四年大分県告示第五百五十六号）による入札参加資格を得ている者であること。
- (3) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

2(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

（以下省略）

（以下省略）

（以下省略）

（以下省略）

平成28年1月5日から同月14日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先

大分県立病院情報システム管理室（大分県立病院3階）

〒870—8511 大分市大字豊饒476番地

電話 097—546—7407

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県立病院情報システム管理室

〒870—8511 大分市大字豊饒476番地

電話 097—546—7407

(2) 日時

平成28年1月5日から同月12日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札参加条件

入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書を平成28年1月14日までに14に掲げる担当部に提出し、入札参加資格確認通知書による参加資格認定通知を受けた者

6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県立病院情報システム管理室（大分県立病院3階）

(2) 提出期限 平成28年2月18日（木）午前10時00分

ただし、郵送の場合は、同月17日（水）午後5時までに必着のこと。

8 開札の場所、日時等

(1) 開札場所 大分県立病院3階地域医療室

(2) 日時 平成28年2月18日（木）午前10時00分

(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ちあっている場合は直ちにその場所

で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

9 入札保証金に関する事項

免除とする。

10 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に大分県立病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いづれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

12 入札説明書の交付

(1) 期間 平成28年1月5日（火）から同月12日（火）まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 場所 大分県立病院情報システム管理室

13 落札者の決定の方法

(1) 別記「落札者決定基準」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加点し、技術評価点とする。

(2) 価格等評価点は、入札価格と保守費用を合算した金額の一番低い金額（以下「最低提案価格」という。）を提示した提案者に2,500点配分し、その他の提案者は次の式により算出する。

価格等評価点=2,500点×（最低提案価格／その他の提案者の提案価格）

- (3) 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、各評価項目の全てについて基準を満たし、かつ、技術評価点と価格等評価点の合計点が最も高いものを契約の相手方とする。
ア 有効な入札書を提出した者であること。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること。

ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められたときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格を入札した者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする場合がある。

- (4) 落札となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときの対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも異なる場合「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも同じである場合「自由提案要件の得点が高い者」を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも同じであり、かつ「自由提案要件」の得点も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 担当部局

大分県立病院情報システム管理室

〒870—8511 大分市大字豊饒476番地

電話 097—546—7407

15 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased
Article: Integrated Hospital Information System
Quantity: 1set
(2) Delivery Period
By 31, March, 2017

- (3) Delivery Place
Oita Prefectural Hospital
(4) Time limit for Tender
10:00 a. m. 18, February, 2016
(5) Contact Office for Contract
Information System Management Office
Oita Prefectural Hospital
476 Bunyou, Oita City 870-8511
Tel1097—546—7407
別記 落札者決定基準

	評価要素		配点	合計得点
	基本要件			
A 技術評価点 (技術回答)	択一式 回答方式	ソフトウエア要件	2,000点	7,500点
		ハードウエア要件	500点	
	自由提案要件	ネットワーク要件	500点	
			1,500点	
B 価格等評価点	入札価格及び7年間の保守費用		2,500点	2,500点
C 総合評価点	A+B			